

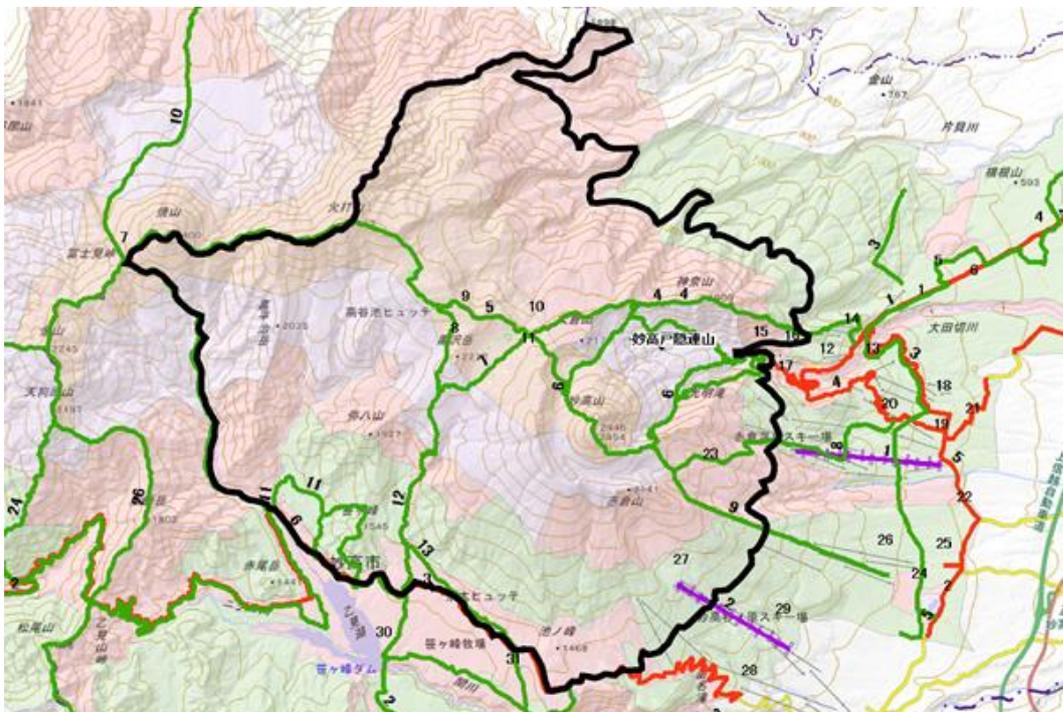
妙高山・火打山地域自然資産地域計画（案）概要版

1. 背景

- 妙高山・火打山は妙高戸隠連山国立公園を代表する自然環境を有し、絶滅危惧種ライチョウの生息地として、また高山植物の宝庫として多くの登山客が訪れているが、近年、ライチョウ生息数の減少や高山植生の変化が見受けられ、自然環境の保全に取り組む必要がある。
- 貴重な自然環境を保全し、持続可能な利用を推進するためには、公的資金だけでなく、利用者からも保全経費の一部を負担してもらった新たな取組みが求められており、妙高市では、生命地域妙高環境会議内に有識者や関係行政機関、山岳ガイド等で構成する入域料検討部会を設置し、入域料の導入について慎重に検討を進めてきた。
- 妙高市と環境省では、妙高山・火打山の貴重な自然を保全し、持続的な利用を推進するため、登山者に任意の協力金をお願いする社会実験を平成30年度から2年間実施し、その結果、高い協力率を得られることや自然環境保全活動に係る自主財源確保につながるということが明らかになった。
- これらのことから、地域自然資産法に基づく入域料として、「妙高山・火打山地域自然資産地域計画」を策定し、当該地域を対象として持続可能な自然環境の保全を図る。

2. 地域自然環境保全等事業

(1) 実施区域



※黒線の区域内を事業の実施区域とする。

(2) 目的

妙高山・火打山への登山者から入域料（任意の協力金）を収受し、登山道の整備やライチョウの生息環境の保全等に関する事業を実施することにより、妙高山・火打山の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る。

(3) 事業内容

事業1. 登山道保全整備事業

事業2. ライチョウ生息環境整備事業

① イネ科植物植生調査及び除去活動

② 有害鳥獣生息調査及び駆除活動

③ ライチョウ生息域調査

事業3. 希少植物等の在来植物保全事業

① 在来植物の保全活動

② 外来種駆除活動

事業4. 湿原保全事業

(4) 収受場所

妙高山・火打山の3つの登山道（笹ヶ峰登山口、新赤倉登山口、燕登山口）

(5) 入域料の額

500円（登山者がそれ以外の金額を支払った場合についても収受する）

(6) 収受の方法

収受員及び協力金箱設置による収受。

また、電子決済等により、登山者の利便性を考慮した方法を導入する。

(7) 実施体制

事業主体は妙高市とし、入域料収受及び自然環境保全事業に係る事務については生命地域妙高環境会議に委託する。また、環境会議内に、地域自然資産法第5条に基づく協議会として「(仮称) 妙高山・火打山地域入域料部会」を設置し、適切な事業運営を図る。

3. スケジュール

- ・ 4月上旬～5月上旬 妙高山・火打山地域自然資産地域計画（案）パブリックコメント
- ・ 5月下旬 上記地域計画策定
- ・ 7月1日～ 地域自然資産法に基づく入域料の収受開始